

第44問 行政法（記述）

何	人	も	命	令	を	す	る	こ	と	を	求	め	る	こ
と	が	で	き	、	Y	は	、	必	要	な	調	査	を	行
わ	な	け	れ	ば	な	ら	な	い						

10

15

(40字)

「A所有の雑居ビルは、……消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある」が、「その地域を管轄する消防署の署長Yは、……消防法5条1項所定の必要な措置をなすべき旨の命令（「命令」という。）をすることなく、放置している。」とある。消防法等の法令に違反する状態にあるにも関わらず、その是正のためにされるべき命令がされていない状態にあることがわかる。

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求めることができる（行政手続法36条の3第1項）。

そして、当該行政庁は、この申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分をしなければならない（行政手続法36条の3第3項）。

したがって、本問の場合、Yに対して、何人も、命令をすることを求めることができる。また、これに対して、Yは、必要な調査を行わなければならない。

第45問 民法（記述）

(建替えには、)

10

15

共	有	者	全	員	の	同	意	が	必	要	で	あ	り	,
修	繕	等	に	は	,	各	共	有	者	の	持	分	の	価
格	の	過	半	數	で	決	す	る	必	要	が	あ	る	。

(45字)

本問の事案において、Aらが共有している「木造2階建ての別荘一棟」の建替えは、「共有物の変更」に該当する。また、当該建物の修繕等は、共有物の管理に関する事項のうち「管理行為」に該当する。

「共有物の変更」をするには、各共有者は、他の共有者の同意を得なければならない（民法251条）。また、「管理行為」をするには、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決しなければならない（民法252条本文）。

したがって、建替えには、共有者全員の同意が必要であり、修繕等には、各共有者の持分の価格の過半数で決する必要がある。

第 46 問 民法（記述）

10	15
C 第 三 者 の た め に す る 契 約 と い い, C が B に 対 し て 契 約 の 利 益 を 享 受 す る 意 思 を 表 示 す る 必 要 が あ る。	

(45 字)

民法 537 条 1 項によれば、契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

本問の場合、A が B との間で、自己所有の時計を代金 50 万円で B に売る契約をしているが、その際 A は、B が第三者 C に 50 万円を支払う旨を合意し、時計の代金 50 万円は B が第三者 C に直接支払うこととしている。

以上のような契約のことを「第三者のためにする契約」という。

第三者のためにする契約を締結した場合、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して当該契約の利益を享受する意思を表示したときに発生する（民法 537 条 2 項）。

したがって、本問の場合、第三者 C の代金支払請求権は、C が債務者 B に対して当該売買契約の利益を享受する意思を表示したときに発生する。